

ハートがたくさんの村づくり

差別のない、人への思いやりを大切にする、
明るい南阿蘇村をつくりましょう。



人権とはなんですか？

人権とは「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持っている権利」であって、だれにとっても大切なもの、日常の思いやりの心によって守られなければならないものです。今回も、「障害者差別解消法」についてお伝えします。



○障害者差別解消法の目的について

この法律は、障害を理由とする差別の解消に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体、民間事業者などにおける障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることにより、すべての国民が障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

たり、条件を付けたりするような行為を禁止しています。

また、障がいのある人などから何らかの配慮を求めると意思表示があつた場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮（以下では「合理的配慮」と呼びます。）を行うことが求められます。こうした配慮を行わないことで、障がいのある人の権利利益が侵害される場合には、差別に当たりません。

この法律やこの法律に基づいて作成される基本方針や対応要領を通じて、どのようなことが障害を理由とする差別に当たるのかについて、社会全体で認識が共有されるようにし、差別をなくすための取り組みを推進することによって、差別のない社会を目指します。

○具体的に、どのようなことが差別につながるのですか

この法律では、「不当な差別的扱い」として、例えば、障害を理由として、正当な理由がなく、サービスの提供を拒否したり、制限し

○合理的配慮とは何ですか

合理的配慮とは、障がいのある人が日常生活や社会生活で受けるさまざまな制限をもたらす原因となる社会的障害を取り除くために、障がいのある人に対し、個別の状

況に応じて行われる配慮をいいます。典型的な例としては、車いすの人が乗り物に乗る時に手助けすることや、窓口で障がいのある人の障害の特性に応じたコミュニケーション手段（筆談、読み上げなど）で対応することなどが挙げられます。

○日常生活の中で個人的に障がいのある人と接するような場合も、この法律の対象になりますか。また、個人的な思想や言論も規制されますか

この法律では、国の行政機関や地方公共団体、民間事業者などを対象にしており、一般の人が個人的な関係で障がいのある人と接するような場合や個人の思想、言論といったものについては、対象にしていません。

※来月も障害者差別解消法について、お伝えします。

村民みんなで「ハートがたくさんの村」をつくりましょう。

総務課 人権政策係